

船舶事故調査報告書

平成29年11月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年5月22日 00時45分ごろ
発生場所	島根県浜田市浜田港 浜田港シャックリ灯標から真方位215° 1,360m付近 (概位 北緯34° 52.8′ 東経132° 01.8′)
事故の概要	漁船第八海幸丸は、東南東進中、岩場に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年6月12日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八海幸丸、75トン
船舶番号、船舶所有者等	130452、有限会社福宝水産
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	バルバスバウに亀裂を伴う凹損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか10人が乗り組み、操業を終えて帰航中、浜田港西北西方沖を約10ノットの対地速力で自動操舵により東南東進していた。</p> <p>船長は、単独で船橋当直につき、椅子に腰を掛けた姿勢で見張りをしていたところ、眠気を感じたものの、間もなく変針予定場所なので、居眠りに陥ることはないと思い、同じ姿勢で見張りを続け、いつしか居眠りに陥った。</p> <p>本船は、変針予定場所を通過して航行を続け、浜田市大崎鼻付近の岩場に乗り揚げた。</p> <p>船長は、居眠りに陥る前、周囲に航行の支障となる他船を認めなかった。</p>
分析	<p>本船は、船長が、居眠りに陥ったことから、変針予定場所を通過して航行を続け、岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、単独で船橋当直中に眠気を感じた際、自動操舵の状態椅子に腰を掛けた楽な姿勢で見張りを続けていたこと、及び周囲に航行の支障となる他船を認めなかったことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>
原因	本事故は、夜間、船長が、居眠りに陥ったため、変針予定場所を通過して航行を続け、本船が岩場に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 単独で船橋当直中に眠気を感じた場合には、手動操舵として椅子から立ったり、窓を開放して外気に当たったり、2人で船橋当直に当たるなど、居眠りを防止する措置を採ること。 |
|--|---|